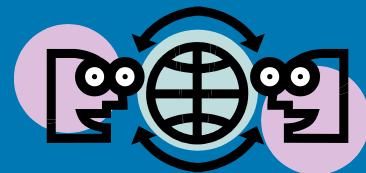




桐



大東文化学園教職員組合連合機関紙
2017年6月27日発行 第1115号

大東文化学園教職員組合連合
〒175-8571 板橋区高島平1-9-1

tel/fax. 03-3935-9505



Facebook
大東文化学園
教職員組合連合

大学組合ホームページ

<http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/>

団交報告 —交渉力アップのためにも皆さん加入を！—

この号の内容

- 1 団交報告
- 2 一時金協定書

6月12日(月)18時30分から1時間半ほどかけて、板橋校舎2-0207で今年度一時金について団体交渉が行われました。学園側は石田事務局長、梅沢事務局次長、高橋学務局長、大熊総務部長、吉永財務部長、佐藤人事課長、の6名が出席、組合側は沼口委員長、池田書記長、小池書記次長、北澤執行委員、岡村代議員、関井代議員、大杉と書記局員の8名が参加しました。

一時金については5月22日、6月5日の2回にわたる春闘団交の中で、「中長期財政計画」に基づいて削減するという回答では納得できないと組合側は申し入れてきました。それは「中長期財政計画」なるものがあくまでも現在の支出が続き、かつ学生数減を前提とした計算シュミレーションに過ぎず、学園のあり様を長期的・計画的に考えて作成されたとはおよそ言えないものであったからです。さらに門脇学長が昨年の学長選挙で打ち出したマニフェストには、人件費削減について学園側と対峙すると書かれていたうえ、今年度は受験者数も1997年以来の多人数となったことから、一時金削減は納得がいかないものであると意思表示していました。したがってこうした中で、どうしても一時金を削減するのであれば、それ相応の理由が必要であると考え、より具体的な財政状況の説明と一時金以外の人件費施策を明示するように組合は要求してきました。

今回の団体交渉で、まず学長の選挙公約について学園執行部との意見調整はなされているのかについては、「中長期財政計画」はすでに昨年度理事会で決定したことであるため、学長が変わっても踏襲して進めるとの見解が示され、マニフェストに門脇学長が示した公約については、決して反故にするというのではなく、やるべきことの優先順位をつけて取り組みたいという学務局長の回答がありました。また今年度のような入試結果が3年ほど続けば、給与に関する学長公約も実現できるのではないかと、公約は嘘ではないとの回答でした。まず3年前に設けられた桐門の翼は今年度利用者が70名を超えたが、その充実を図る必要があること、さらに現在は一時金の形しかとっていない災害見舞金制度を充実させて被害地の学生の奨学金にしたいこと、障がい学生支援などの奨学金制度の充実一時金削減分を有効活用したいとの意向が示されました。そして一時金削減総額は3500万円程度になることも明らかになりました。

次に平成28年度決算の収入・支出について構成比のグラフをもとに財務部長より説明がなされました。単年度収入の99.5%程度は使い切っている状態にあることや管理経費、教育研究経費はこれ以上の削減は不可能と思われ、人件費に手を付けざるを得ない状況であると示されました。今はともかく、今後は収支均衡を保つことが困難な状況になる恐れが高く、バランスシートの劣化を緩和する必要があると説明がありました。

人件費削減案について、組合は役員報酬の削減額についての言及を求めましたが、事務局長からはこれは理事会マターであって団交で扱うものではないとされました。しかし組合としては、まずは給与が高い役職者が削減を始めなければ、多くの教職員が数年続けての削減に納得しないし、特に高所得者と低所得者の0.1か月は意味合いが異なることを強調しました。ただし組合としては、このまま協議を続けた場合、夏期一時金の支給が6月に間に合わず7月末になることやそのことで多くの教職員の生活に影響が出ることを鑑み、2回にわたる中断で検討した後、次ページの通り同意し妥結に至りました。

夏期一時金は昨年通り
但し役員(学内)報酬の引き下げ等を条件に
冬期一時金は0.1カ月削減へ

年間一時金 妥結

夏期一時金の
6月支給に向けて

経営に携わる者の
自覚と責務を！

<目次>

- | | | | |
|-------------|---------|---------------|---------|
| 1、団体交渉報告 |P1 | 2、一時金協定書 |P2 |
| 3、連合代議員総会報告 |P4 | 4、連合夏の行事のお知らせ |P4 |

- (1) 夏期一時金は従来通り支給する。冬期一時金は0.1ヵ月削減
- (2) 0.1ヵ月の削減条件として、以下のことを学園側は実施する。

団交の段階では事務局長の私案であるが、協定書の特記事項として締結前に組合に確認の上で記載する。

- ① 役員報酬(学内)の削減について、今年度に検討し平成30年度に実施する。
 - ② 事務職員の役職手当、定期昇給年齢の引き下げについて平成30年4月に実施するため引き続き協議する。
- (3) (2)の施策が進行する過程に合わせ、組合は財政状況の改善に向けた年間一時金見直しについて協議に応じる。

なお、組合は高齢者雇用安定法等に基づき、一般の事務職員の定年延長を強く求めており、学園側にも検討を要請したところ、すでに64歳定年を検討しているとのことでした。そこで組合としてはそのことを年間一時金協定書の付記事項として書き込めないかと要請しましたが、事務局長からは事務マネジメント会議ですでに周知していて、事務職員には浸透しているため、その必要はないと言われました。

いずれにせよ、今回の団交を通じて組合として痛感したことは、一時金の協定が年間を前提とし、夏期・冬期と2回に分けて交渉できる形になっていないため、ある程度財政状況を見てから再度交渉することができないという構造的な問題です。また多くの教職員は一時金をあたかも賞与と同様の感覚で受け取っていると思いますが、一時金は学園規則集に規定されていないものであるため、今後強く声を上げていかなければ、大幅削減やゼロに向かっていくことも考えられます。削減を抑えるだけでなく、学園の今後のあり様をきちんと方向づけるためにも、できるだけ多くの教職員が組合に加入して下さることを願ってやみません。今大学での加入率は、教員でさえ半分を切り、職員に至っては一桁ですが、組合に入らないで何とかしたいというフリーライダー的発想はそろそろ切り替える必要があるのではないのでしょうか。(文責：大杉由香)

2017年度年間一時金協定書

協定書

一時金は組合と学園の団体交渉のうえの労働協約によるものです。かつてはなかった夏期一時金支給、その後の増額も交渉の成果でした。私たちの労働基本権の成熟のため、組合活動の活性化を!!

学校法人大東文化学園(以下「学園」という。)と大東文化学園教職員組合連合(以下「教職員組合連合」という。)とは、今次の春闘における団体交渉を踏まえ、学園の安定的財政基盤の確立に向けて双方で努力することを確認し、以下のとおり合意する。

記

I. 一時金

I-1 夏期一時金

1、2017年6月1日現在在職中の専任職員(休職者を除く)に2017年6月1日現在支給されている俸給及び手当を基準として、次の通り支給する。

- (1) 下記の俸給表適用者に俸給、扶養手当、調整手当(役職手当分を除く)、特別手当A、特別手当Bの合計月額に0.5を乗じて得た額。

学校法人大東文化学園給与規則別表(以下別表)

別表1-1 大学教育職員俸給表

別表1-5 事務職員俸給表

別表1-6 医療職員俸給表

別表1-7 技能・用務職員俸給表

- (2) 下記の俸給表適用者に俸給、扶養手当、教職調整額、調整手当(役職手当分を除く)、特別手当A、特別手当Bの合計月額に0.5を乗じて得た額。

別表1-2 高等学校教育職員俸給表

別表1-3 幼稚園教育職員俸給表

- (3) 上記(1)(2)以外に一律金として下記の額を支給する。

- a. 下記の俸給表適用者に一律

別表1-1 大学教育職員俸給表

別表1-2 高等学校教育職員俸給表

別表1-3 幼稚園教育職員俸給表

- b. 下記の俸給表適用者に一律

別表1-5 事務職員俸給表

別表1-6 医療職員俸給表

- c. 下記の俸給表適用者に一律

別表1-7 技能・用務職員俸給表

一律金については前年度と同額支給されます。

※金額の明示されている部分は覆っています。

2、2017年6月1日現在在職中の国際交流センター特任教員(旧別科嘱託講師)、助教、特任実習助手(健康科学科)、研究補助員、嘱託講師(高校)、契約専任実習助手(高校)、契約教諭(幼稚園)、特別契約職員、特別専任事務職員、特任・専門・用務嘱託職員(週4日以上勤務者)、臨時職員に、一律金 [] を支給する。

3、2017年6月1日現在在職中の高等学校非常勤講師に、2017年6月1日現在支給されている講師給月額に1.0を乗じて得た額を支給する。

4、支給日は、2017年6月28日(水)とする。

I-2 冬期一時金

1、2017年12月1日現在在職中の専任職員(休職者を除く)に2017年12月1日現在支給されている俸給及び手当を基準として、次の通り支給する。

(1) 下記の俸給表適用者に俸給、扶養手当、調整手当(役職手当分を除く)、特別手当A、特別手当Bの合計月額に0.6を乗じて得た額。

学校法人大東文化学園給与規則別表(以下別表)

別表1-1 大学教育職員俸給表

別表1-5 事務職員俸給表

別表1-6 医療職員俸給表

別表1-7 技能・用務職員俸給表

(2) 下記の俸給表適用者に俸給、扶養手当、教職調整額、調整手当(役職手当分を除く)、特別手当A、特別手当Bの合計月額に0.6を乗じて得た額。

別表1-2 高等学校教育職員俸給表

別表1-3 幼稚園教育職員俸給表

(3) 上記(1)(2)以外に一律金として下記の額を支給する。

a. 下記の俸給表適用者に一律 []

別表1-1 大学教育職員俸給表

別表1-2 高等学校教育職員俸給表

別表1-3 幼稚園教育職員俸給表

b. 下記の俸給表適用者に一律 []

別表1-5 事務職員俸給表

別表1-6 医療職員俸給表

c. 下記の俸給表適用者に一律 []

別表1-7 技能・用務職員俸給表

2、2017年12月1日現在在職中の国際交流センター特任教員(旧別科嘱託講師)、助教、特任実習助手(健康科学科)、研究補助員、嘱託講師(高校)、契約専任実習助手(高校)、契約教諭(幼稚園)、特別契約職員、特別専任事務職員、特任・専門・用務嘱託職員(週4日以上勤務者)、臨時職員に、2017年12月1日現在支給されている俸給月額(契約教諭、特別専任事務職員における俸給月額には、調整手当、特別手当A、特別手当B、教職調整額を含む)に0.4を乗じて得た額と一律金 [] を支給する。

3、2017年12月1日現在在職中の高等学校非常勤講師に、2017年12月1日現在支給されている講師給月額に1.6を乗じて得た額と一律金 [] を支給する。

4、支給日は、2017年12月15日(金)とする。

そもそも一時金とは…
働く者の生活の安定のために夏と冬に支払われる補償金といわれています。春闘ではベアと共に重要な交渉案件です。労働の対価・給料の一部として組合は認識しています。



昨年度に引き続き、「冬期一時金の削減の前提」として、組合の要求する「一時金以外の部分での人件費の見直し」について、協定書に書き込むことで実施する確約を得ました(協定書Ⅱ・Ⅲ部分。次ページ掲載)。今後も春闘要求の団体交渉を重ねる中で注視し、中長期財政計画の内容について追及していく所存です。

II. 役員(学内)報酬及び給与規則第3条3項の見直し

役員等報酬規程及び給与規則第3条3項の見直しについて、平成29年度内に理事会において検討し規程の改正を行い、平成30年4月からこれを実施する。

III. 事務職員人事制度の改正に向けた協議

学園と教職員組合連合とは、事務職員の役職手当の削減及び定期昇給年齢上限の引き下げ等について、事務職員人事制度改正との関連を考慮し、制度設計の作業過程を確認しつつ平成30年4月から実施するため引き続き協議する。

IV. 特記事項

学園と教職員組合連合とは、中長期財政計画の人件費抑制施策の進行過程を考慮しつつ、併せて今後も引き続き財政状況の改善に向けた年間一時金の見直しについて協議する。

一時金以外の春闘要求の回答についても『桐』で随時お伝えしていきます。各種文書をご覧になりたい方は組合室までお越しください。

2017年6月21日



人件費抑制施策はどこまで続くのか？
本間に人件費に手を付けるしかないのか？
多方面からの点検を必要とする中で、組合の役割が重要性を増しています。

連合代議員総会開催される

2018年度実施入学試験に関わる手当の要求を決定する連合代議員総会が6月26日午後6時45分から午後8時20分まで、板橋校舎1号館地下組合会議室にて開催されました。連合代議員の出席者5名、委任状3通(うち有効3通)のもとに成立要件を満たしていることを確認したのち、第一高校の黒羽精一氏を議長に選出し、執行委員会原案をもとに審議を行いました。

昨年と同様に過去5年間の内3回以上担当した場合の追加支給や所属部署間・個人間の負担軽減を反映した手当支給方式を引き続き検討することを要求し、金額については昨年通りとすることを議決しました。これを基に団体交渉の申し入れを行い、7月中の妥結を目指します。また、一時金以外の春闘要求の実現に向けて議論がかわされ、文書回答の要求と重点事項の確認をいたしました。今後も団体交渉、細かな事務折衝を重ねて前進回答の獲得に全力を尽くします。

また、毎年7月に行われる組合連合の夏の親睦行事の日程や内容について、予定のすり合わせと企画案について意見の集約を行いました。その結果、今年は9月30日(土)の一高のオープンスクールの開催日に合わせて行うことになりました。内容は例年通り広く組合員間の親睦を図れる会とし、開催場所や企画について今後いくつかの案を執行部で出し合い、提案することになりました。

お忙しい中、ご参加いただきました代議員・執行委員の皆様、ありがとうございました。(書記局)

組合事務室開室日は原則として月・火・水曜日です。

7月の開室日は下記の通りになります。

何かとご不便をおかけ致しますが、どうぞよろしくお願い致します。

<開室日> 3日(月)・4日(火)・5日(水) 14:00まで・10日(月)・12日(水)
18日(火)・19日(水)・25日(火)・26日(水)・31日(月)

<開室時間> 9:30~17:30 (昼休み 11:30~12:30)

組合事務室開室日は大学組合ホームページにも掲載しています。

本紙は大学組合webサイト<http://www.boreas.dti.ne.jp/daito-un/>にも掲載しています。

本紙へのご投稿、ご意見、ご質問は daito-un@boreas.dti.ne.jp にお寄せください。